

岩手県告示第318号

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

救急病院の名称	所在地
岩手県立花巻厚生病院	花巻市御田屋町4番57号
岩手県立北上病院	北上市九年橋三丁目15番36号